

# もってて安心 いつもの『かかりつけ薬局』

## その1 「かかりつけ薬局」ってどんな薬局のこと？

患者さんは、どの病院・診療所(医院)・歯科診療所で処方せんを受け取った場合でも自由に薬局を選ぶことができます。自宅の近くやいつも行く商店街の薬局など、あなたがいつも利用する薬局が決まっているとすれば、その薬局のことを「かかりつけ薬局」といいます。どこの病院・診療所(医院)・歯科診療所にかかっても、同じ薬局で調剤を受けることが大切です。

あなたが一番気軽に相談でき、信頼できる薬局「かかりつけ薬局」を決めましょう。

患者さんの薬の服用歴や体質(副作用歴やアレルギー歴)などを記録し、あなたが病院・診療所(医院)・歯科診療所で発行された処方せんの薬を受け取る時に、その記録と照合しながら調剤しますので、複数の病院・診療所(医院)・歯科診療所から薬がでている場合などの薬の重複や飲み合わせのチェックを簡単に行うことができます。

もし、あなたにとって服用すべきでない薬がでている場合などは薬剤師が医師(又は歯科医師)と相談し、薬の変更や投薬取り消しなどを行います。

## その2 「かかりつけ薬局」ってどんなことをするの？

薬の服用歴や副作用歴・アレルギー歴などの記録を作成し、その記録と照合して安全を確認しながら調剤します。

薬の重複投与や飲み合わせによる副作用などの未然防止が図れます。

市販薬や健康食品などとの飲み合わせも確認できます。

薬の服用について気をつけることを説明し、必要に応じて文書を出します。

受診したすべての病院・診療所(医院)・歯科診療所の医師(又は歯科医師)の発行する処方内容について詳しく知ることができます。

服薬指導(薬の飲み方、使い方、副作用など)をいつでも受けられます。

処方せん薬のみならず市販薬の副作用情報などを含め、健康に関する相談や情報提供が受けられます。

「かかりつけ薬局」を持つメリットによって、あなたが適正・適切に薬を使うことができ、安心して健康的な生活を送ることができます。

## その3 「かかりつけ薬局」はどのように選べばいいの？

保険薬局、保険調剤、基準薬局、処方せん調剤、処方せん受付などの表示のある薬局では処方せんによる調剤を行っています。

次の4項目を満たしてくれる薬局をおすすめします。

1. 薬についてきちんと説明してくれる。
2. わからないことを気軽に相談できる。
3. 必要に応じておくすり手帳や文書で情報が受けられる。
4. 信頼できる薬剤師がいる。

薬剤師も医師と同様、患者さんの病気や服用薬などプライベートな事項は守秘義務がありますので、プライバシーを侵害されることはありません。

「おくすり手帳」を持ちましょう(おくすり手帳は薬局でもらえます)。

おくすり手帳には自分の飲んでいる薬等が記録され、重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止でき、また、ふだん持ち歩くことで、自分の使っている薬を正確に伝えることができます。

問い合わせ先 北見保健所 ☎0157 - 24 - 4171

# 「丸玉産業森づくり基金」の運用状況

愛林のまちの緑豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、ふるさとつべつの森林資源の造成と保全や未立木地対策を図るため、平成20年度から丸玉産業株式会社より、5年間継続による毎年1千万円の寄付を頂き「丸玉産業森づくり基金」を設置。現在、町単独補助制度として取り組んでいる「愛林のまち緑資源を守る事業」の助成内容を充実させるための(下記参照)資金源として運用し、造林、保育、野鼠、林地流動化事業等について取り組みを行ってきました。

過去3年間の実績について、以下のとおり掲載します。

事業種	平成20年度		平成21年度		平成22年度		拡充前 (平成19年度 実績 ha)	
	面積 (ha)	助成金額 (千円)	面積 (ha)	助成金額 (千円)	面積 (ha)	助成金額 (千円)		
造林事業	82.99	2,506	107.89	7,596	104.57	7,606	—	
保育	下刈	287.88	4,118	293.82	4,040	301.67	4,028	311.64
	除伐	46.40	812	69.42	1,250	64.62	1,160	21.96
	間伐	0	0	0	0	18.14	454	0
野鼠駆除	876.29	876	932.44	932	849.52	850	671.70	
林地流動化	0	0	0	0	19.02	190	—	
合計	1293.56	8,312	1403.57	13,818	1357.54	14,288	1005.30	
基金 充当額		3,192		8,817		6,887	—	

拡充前(平成19年度)との比較では、下刈りでは堅調に実施されており、保育事業では拡充による効果が現れています。又、平成18年度には500haを超えていた未立木地が現在400haを切った状況から見ても基金による効果が表れています。今後も造林・保育を中心に助成を継続して未立木地解消を図りたいと考えております。

### 拡充内容

1. 造林事業(新設)  
町内の標準造林事業費の97%を上限として補助する金額とし、実行経費が標準事業費を下回った場合はその額とする。
2. 下刈(1回刈)全刈~(旧) 6,000円/ha (新) 12,000円/ha
3. 下刈(2回刈)全刈~(旧) 14,000円/ha (新) 20,000円/ha
4. つる切り・除伐 ~ (旧) 12,000円/ha (新) 18,000円/ha
5. 初回間伐 ~ (旧) 12,000円/ha (新) 25,000円/ha
6. 林地流動化対策事業(新設)  
造林を目的に購入し、造林を行ったものに対し、林地流動化助成金として10,000円/haを上限に標準地価相当額を交付する。



問い合わせ先 役場産業課林政担当 ☎76 - 2151(内線259)